

実践学園いしずえの会会則

第1章 総 則

(名称・事務所・所在地)

第1条 本会は、実践学園いしずえの会と称し、事務所を東京都中野区中央2丁目34番2号の学校法人実践学園内に置く。

(会員)

第2条 本会の会員は、実践学園高等学校の卒業生の保護者及び本校教職員（定年退職した教職員を含む）とする。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦と向上を図り、併せて実践学園の発展に寄与することを目的とする。
本会は特定の政治的・宗教的・営利的な活動は行わない。

第2章 役 員 ・ 委 員

(役員)

第4条 本会の役員は次のとおりとする。

- 1 会長 1名（卒業生の保護者）
- 2 副会長 3名（卒業生の保護者2名、教職員1名）
- 3 書記 3名（卒業生の保護者2名、教職員1名）
- 4 会計 3名（卒業生の保護者2名、教職員1名）
- 5 特別顧問 1名（本学園の高等学校校長）

なお、役員を選出方法は以下によるものとする。

- 1 会長は本学園の高等学校校長（以下「校長」という）が任命する。
- 2 副会長、書記、会計は、校長の意向を踏まえて会長が指名する。
- 3 教職員の副会長、書記、会計は、特別顧問が指名する。

(役員の仕事)

第5条 本会の各役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を統括し、役員会を主宰する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその仕事を代行する。
- 3 書記は役員会等の記録、伝達ならびに資料の保管にあたる。
- 4 会計は本会の会計仕事を司る。
- 5 特別顧問は本会の運営に関して会長の諮問に応ずる。

(委員)

第6条 各卒業年次から1名または2名の委員を選出する。
各卒業年次からの選出者がいない場合は、校長の意向を踏まえて会長が指名する。

(委員の任務)

第7条 卒業年次の代表として、いしずえの会の活動に参加し、次の活動にあたる。

1. 20歳のホームカミングデーの開催
2. その他いしずえの会の活動
3. 広報

(役員・委員の任期)

第8条 役員・委員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1カ年として再任を妨げない。
役員・委員は任期満了といえども後任者が決定するまではその業務を遂行する。

第3章 会 議

(役員会)

第9条 本会は役員会を置く。

役員会は会長が特別顧問に諮問し、必要に応じて召集して開催する。

役員会の議長は本会会長を充てる。会長不在の場合は副会長の互選により議長を決する。

役員会の決議は出席者の過半数によって可決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

会長の要請により、委員はオブザーバーとして役員会に参加することができる。

第4章 会 計

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(経費)

第11条 本会の全ての経費は会費及び寄付金ならびに本会の諸事業の収益金をもってこれにあてる。

(会費)

第12条 本会の会費は永久会費1,000円とし、ご子女の卒業時に納入する。
なお、教職員の会費は免除する。

第5章 附 則

(会則の改廃)

第13条 本会会則の改廃には、役員会で合議し承認を必要とする。

(施行)

第14条 本会会則は、2015年4月1日より施行する。